

京都外国語短期大学 学生懲戒規程

平成 24 年 10 月 11 日制定

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、京都外国語短期大学学則（以下「学則」という。）第 59 条及び第 60 条に定める学生の懲戒について、手続等適正に行うために必要な事項を定めるものとする。

(調 査)

第 2 条 学生部長は、懲戒に相当すると思われる学生の行為を知った場合、直ちに事実関係を調査しなければならない。

2 学生部長は、前項の調査を行うに当たり、当該行為を行った学生（以下「当該学生」という。）から事情聴取を行い、必要があるときは、その顛末書を徴するものとする。この場合において、当該学生に対し、文書又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

3 当該学生が行方不明のとき、司法機関に身柄拘束されているときなど面談による事情聴取ができない事情があるときは、前項の手続をとらないことができる。

4 学生部長は、第 1 項の調査を行うに当たり、必要があるときは、関係機関又は関係者から事情聴取をすることができる。

(審 議)

第 3 条 学生部長は、前条の調査を終了したときは、速やかに当該事案を、学生指導委員会の審議を経て、教授会に報告する手続をとらなければならない。

2 教授会は、前項の報告に基づき、当該学生の懲戒について審議する。

(決 定)

第 4 条 学長は、前条第 2 項の教授会の審議を経て、学生の懲戒について決定を行う。

(処 分)

第 5 条 学長は、懲戒処分を行うことを決定した場合は、当該学生に懲戒処分書を交付することにより処分内容を通知しなければならない。ただし、これによりがたい事情がある場合は、公示送達の方法によることができる。

2 懲戒処分の効力は、前項の処分書交付の日又は公示送達手続において定められる日から発生する。

3 懲戒処分を行ったときは、当該学生の学籍簿に当該旨を記載し、在学証明書その他各種証明書には記載しないものとする。

4 懲戒処分を行ったときは、学内掲示により当該旨を 1 週間告示するものとする。ただし、当該学生を特定しない内容とする。

(休学の申出の不受理)

第6条 第2条の調査開始から第5条の処分までの間に、当該学生から休学の申出があった場合は、これを受理しないものとする。

(懲戒の種類と内容)

第7条 懲戒の種類及びその内容は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 譴責 学則及び諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為(以下「非違行為」という。)を咎め、その責任を指摘し、将来を戒める処分とする。
- (2) 謹慎 非違行為を厳しく咎め、その責任を指摘するとともに、登校を1カ月未満の間禁止して反省させる処分とする。この場合において、謹慎期間は、学則第21条に規定する在学期間に算入するものとする。
- (3) 停学 非違行為を厳しく咎め、その責任を指摘するとともに、登校を禁止して反省させる処分であって、有期停学(登校を1カ月以上6カ月以下の間禁止)又は無期停学(登校を期間を確定せず禁止)とする。この場合において、停学期間は、2カ月以下の場合を除き、学則第21条に規定する在学期間に算入しないものとする。
- (4) 退学 学則第60条第2項の規定により行う処分で、当該重大な非違行為を行った学生の学籍を剥奪するものとする。

(謹慎、停学中の取扱い)

第8条 当該学生は、謹慎又は停学期間中は、授業及び試験を受けることができないほか、課外活動も行うことはできない。ただし、履修登録を行うことは、妨げない。

2 謹慎又は停学期間中の休学は、認めない。

(停学中の取扱い)

第9条 前条に定めるもののほか、停学処分に係る取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 当該学生に対し、停学期間中、学生部及び所属学科において定期的な面談等指導を行う。
- (2) 停学期間中、学則第39条第1項に規定する所要の学費は、徴収するものとする。
- (3) 無期停学中の当該学生にあつては、反省の実情が認められ、再び同種の非違行為を犯す具体的な危険性がないと判断される場合は、速やかに停学を解除するものとする。この場合において、当該手続は、第3条から第5条までの規定を準用する。

(指導措置)

第10条 学生部長は、懲戒処分に至らない当該学生の行為については、指導措置として、注意、嚴重注意又は文書訓戒を行うことができる。

(守秘義務)

第11条 教職員は、学生の懲戒に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

(事務処理)

第12条 学生の懲戒に関する事務は、学生部において処理する。

(補 則)

第 13 条 学則及びこの規程に定めるもののほか、学生の懲戒処分の手続及び方法等に関し必要な事項は、学長が定める。

(改 廃)

第 14 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 25 日から施行する。

(平成 27 年 2 月 25 日改正、平成 29 年 5 月 25 日改正)